

令和 年 月 日

保護者様

生徒氏名 年 組

県立塩沢商工高等学校長

出席停止のお知らせ（通知）

ご報告いただいたお子さんの病気は、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法第19条により出席停止を指示します。

1. 出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

病気の種類	出席停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
その他	

2. 出席停止の基準は上記の通りですが、登校再開については主治医へご相談ください。

3. 出席停止期間は欠席扱いになりません。

4. 登校するときは、必ず下記通知書を主治医に記入してもらい学校に提出してください。

※ インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、別紙にて家庭での記入をお願いします。

..... き り と り

治 癒 通 知 書

県立塩沢商工高等学校長 様

年 組 氏名

病 名 [_____] 診断日 _____ 月 _____ 日

上記の生徒は病気が治癒し、他の生徒に感染のおそれがないことを通知します。

出席（登校）してもよいと認められる日 _____ 月 _____ 日から

年 月 日

病院・医師名